

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

## 社会福祉法人長野市社会事業協会行動計画

### 1 計画期間

平成 23 年 9 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの 6 年 7 月間

### 2 内 容

#### 【雇用環境の整備に関する事項】

子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備。

目標① 育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知。

#### 《対 策》

- ・ 出産・育児に関する諸制度について、職員の理解を一層深めるため、閲覧可能な電子掲示板に掲示し、制度の周知を図る。
- ・ 採用時や研修会の機会に、出産・育児制度について周知し、両立支援に対する意識を醸成する。
- ・ 該当者に個別に周知することにより、子どもの出生時における父親の休暇取得の促進を図る。

#### 【次世代育成支援対策に関する事項】

目標② 若年者に対するインターンシップ等の就業体験機会の提供、トライアル雇用等を通じた雇入れ又は職業訓練の推進。

#### 《対 策》

- ・ インターンシップ（学生の就業体験）等を行うことにより、若年者の安定就労、自立した生活の推進を図る。